

熊本県告示第 807 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成 16 年 7 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	5 0 1 号	熊本市河内町船津字聖ヶ塔	20.0	国特一種
		846 番 1 地先から 同 所 同 字 847 番 6 地先まで		
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日一丁目	225.0	道路改良
		778 番 1 地先から 同 所 1284 番 4 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 16 年 8 月 1 日

熊本県告示第 808 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令 番号	所 在 地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
25	菊池郡大津町室 176 - 2	オレンジ薬局	熊本市上熊本 2 - 13 - 30 - 205	有限会社メビウス 代表取締役木崎宏	平成 16 年 5 月 1 日
26	菊池郡大津町室門出 177 - 2	いしはら皮ふ科 クリニック	熊本市米屋町三丁目 15 - 2 - 1402	石原秀治	平成 16 年 5 月 1 日
27	宇土郡不知火町松合字屋敷新地 2 - 10	松合医院	熊本市 国府本町 4 - 19	陳正貴	平成 16 年 7 月 1 日
28	山鹿市鹿校通一丁目 2 番地 6 号三和ビル	山鹿中央訪問看護ステーション	山鹿市大字山鹿 1540 番地	医療法人春水会理 事長水足秀一郎	平成 16 年 7 月 1 日
29	玉名市中 33 番地	隈部医院	玉名市中 33 番地	医療法人寿孝会理 事長隈部寿一	平成 16 年 6 月 1 日
30	玉名郡長洲町宮野 187 - 1	多田隈内科医院	玉名郡長洲町宮野 227 - 3	多田隈奈津子	平成 16 年 6 月 10 日
31	玉名市宮原町 706	医療法人有世会 大野医院	玉名市宮原 706	医療法人有世会理 事長大野猛	平成 16 年 4 月 1 日
32	葦北郡芦北町大字芦北 2090	七浦てらさきク リニック	水俣市浜町一丁目 2 - 30	医療法人寺崎会 理事長寺崎博	平成 16 年 7 月 1 日
33	上益城郡矢部町大字浜町 202 番地 3	はままち薬局	菊池市隈府 134	岡山株式会社代表 取締役岡山善郎	平成 16 年 7 月 1 日

熊本県告示第 809 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所 在 地	名 称	住 所	氏 名	辞退年月日
球磨郡あさぎり町上南 1295 番地	永里医院	球磨郡あさぎり町 上南 1295 番地	医療法人協生舎理事長 永田卓生	平成 16 年 5 月 31 日
宇土郡不知火町松合字屋敷 新地 2 - 1	松合医院	熊本市国府本町 4 - 19	陳正貴	平成 16 年 6 月 30 日
上益城郡益城町宮園 717 - 3	コスモス歯科	上益城郡益城町辻 の城 426	岩隈嘉博	平成 16 年 6 月 19 日
山鹿市大字山鹿 1000 番地	山鹿中央訪問看 護ステーション	山鹿市大字山鹿 1540 番地	医療法人春水会理事長 水足秀一郎	平成 16 年 6 月 30 日
玉名郡長洲町宮野 187 - 1	多田隈内科医院	玉名郡長洲町宮野 187 - 1	多田隈照	平成 16 年 6 月 10 日
玉名市宮原 706	大野医院	玉名市宮原 706	大野猛	平成 16 年 3 月 31 日
玉名市中 33	隈部医院	玉名市中 33	隈部寿一	平成 16 年 5 月 31 日

熊本県告示第 810 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所
熊本県阿蘇郡産山村山鹿字徳ノ尾 1458
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 811 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市東大塚町字灰床 2957 の 1、2957 の 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 812 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字日当 534 の 28、534 の 82

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日当 534 の 28 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 813 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所
熊本県阿蘇郡阿蘇町大字的石字端辺 775 の 24 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 814 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所
熊本県阿蘇郡久木野村大字河陰字午王谷 5298 の 80 から 5298 の 83 まで、5298 の 95、5298 の 96
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに久木野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 626 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 16 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 16 年 7 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子